

令和6年

- 第5回 -

藤岡市教育委員会定例会議事録

藤岡市教育委員会

## 令和6年第5回藤岡市教育委員会定例会議事録

日 時 令和6年4月30日（火）

午後2時56分

場 所 教育庁舎3階第1会議室

### 開 会

日程第 1 第4回定例会の議事録の承認

日程第 2 教育長の諸報告

日程第 3 報告第10号 県費負担教職員に係る人事について

日程第 4 報告第11号 事務の臨時代理の承認を求めることについて

日程第 5 報告第12号 事務の臨時代理の承認を求めることについて

日程第 6 議案第26号 藤岡市奨学資金の貸与決定について

日程第 7 議案第27号 藤岡市看護師育成奨学金の給付決定に同意することについて

日程第 8 議案第28号 藤岡市教育支援委員会委員の委嘱について

日程第 9 議案第29号 藤岡市学校運営協議会委員の委嘱について

日程第10 議案第30号 藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

日程第11 議案第31号 藤岡市社会教育委員の委嘱について

閉 会

・出席委員等

教 育 長	田 中 政 文 君	教育長職務代理者	内 田 孝 嗣 君
委 員	高 橋 祐 紀 君	委 員	貫 井 真 由 美 君
委 員	秋 谷 雅 文 君		

・欠席委員

なし

・説明のため出席した者

教 育 部 長	酒 井 昭 仁 君	教育総務課長	山 下 由 希 子 君
学校教育課長	佐 藤 淳 君	生涯学習課長	塚 本 健 次 君
文化財保護課長	嶋 村 博 通 君	スポーツ課長	岸 憲 彦 君
学校給食センター所長	木 島 尚 美 君		

・事務局職員出席者

係 長	島 田 修 平	書 記	温 井 謙 人
-----	---------	-----	---------

## 会 議 の 概 要

開会 14時56分

### 開 会

教 育 長（田中政文君）出席委員、全員でありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定に基づき、会議は成立いたします。

それでは、ただ今より令和6年第5回藤岡市教育委員会定例会を開会します。

初めに、議事録署名人の指名を行います。藤岡市教育委員会会議規則第20条第1項に基づき、温井書記を指名します。

### 日程第1 第4回定例会の議事録の承認

教 育 長（田中政文君）日程第1、第4回定例会の議事録の承認についてですが、各委員におかれましては、訂正箇所等がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）第4回定例会の議事録を承認することで、よろしいでしょうか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）第4回定例会の議事録は承認されました。

### 日程第2 教育長の諸報告

教 育 長（田中政文君）日程第2、教育長の諸報告についてですが私から報告します。

教 育 長（田中政文君）最初に教育総務課です。

令和6年度の奨学金についてですが、貸与型の奨学金につきましては20名の、看護師育成奨学金につきましては1名の申込みがあり、4月15日に開催しました奨学金運営委員会にて審査が終了しております。貸与型及び給付型の奨学金につきましては、本日、議案として上程しておりますので、この後ご審議をお願いいたします。

次に学校教育課です。

4月1日14時より、藤岡市総合学習センター体育館において、辞令交付式を行いました。教育委員の皆さまにも大変お世話になり、ありがとうございました。辞令は管理職、採用及び他市町村から転任してきた教職員、新採用教職員、臨時的任用教員に交付

しております。各学校が新体制の下、笑顔とやる気、希望に満ちた子どもの育成に向け、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の充実を図ってくれることを願っています。

2日に教育庁舎会議室にて退職辞令交付式を行いました。昨年度末は、校長6名、教諭2名、計8名が退職し、退職辞令交付式には7名が参加いたしました。退職された方々には、本市、本県の教育の発展に向けてご尽力いただき、深く感謝しております。

4日には、第1回コミュニティ・スクール連絡協議会を、各一貫校から全委員に参加していただき開催しました。はじめに委嘱状交付、続いて本市で進めるコミュニティ・スクールの説明、評価部及び広報部、連携推進部の3つの部会に分かれて情報交換、今年度の取組みの予定等について熱心に協議を行いました。各協議会同士、各部会同士の横のつながりを大切にしながらコミュニティ・スクールの充実を図っていきます。

8日、各小中学校において、新任式、始業式、入学式を行いました。学校からの報告では、児童生徒は皆、新年度のスタートを希望に満ちた良い表情で迎えられたと聞いています。新しいクラスの仲間、新しい先生との出会いを大切にして、充実した1年にしてほしいと願っています。

12日、令和6年度藤岡市教育研究所開所式を行いました。今年度は、一般研究6名、課題研究3名の研究員がそれぞれの課題や市としての課題の解決に向けての教育研究を行います。子どもたちのため、学校のため、市のため、そして自分のためになる研究となることを期待しています。

15日、全教職員対象にリモートで教育方針説明会を実施しました。笑顔やる気、希望に満ちた子どもたちのため、藤岡市の教育方針、コミュニティ・スクールを基盤とした小中一貫教育の推進、「これまで、ここでは、このあとは」を意識した授業改善の推進、やる気の生徒指導等について説明をしました。

16日に採用2年目から4年目の若手教員研修、今年度、本市に異動してきた転任教員研修を行いました。本市の教育、特に小中一貫教育の授業作りをよく理解していただき、まずは授業で子どもたちが笑顔、やる気、希望いっぱいになるようにと思っています。

17日に第1回国際交流委員会を開催しました。この夏、5年ぶりにカナダ・リジャイナ市とのホームステイを再開します。今年は、藤岡の中学生25名がカナダへ行き、来年度は受け入れる予定です。

なお、毎年この時期行われていた中体連春の大会ですが、今年度からは開催されません。

4月8日現在の児童生徒数、学級数、教職員数についてですが、児童生徒数は小学校2,490人、中学校1,515人、合計4,005人、昨年度と比べて163人の減という状況であります。学級数は小学校130学級、中学校61学級、合計191学級で、昨年度と比べて3学級の減という状況であります。教職員数につきましては小学校213人、中学校130人、合計343人で、昨年度より3人少ないという状況でスタートしております。

次に、生涯学習課です。

4月3日に太極拳教室を総合学習センターで開講し、49名の方が受講しました。今年度も各種教室の開催を予定しており、生涯学習の推進を図ってまいります。

同日、藤岡ロータリークラブが創立60周年を記念してふじおか三大人の1人である堀越二郎氏の胸像を教育庁舎西側の一角に建立し、除幕式が挙行されました。新井市長、田中教育長、堀越二郎氏の長男堀越雅郎氏が臨席し、藤岡ロータリークラブ諸氏など関係者30人が見守る中、堀越二郎像の除幕が執り行われました。その後、藤岡ロータリークラブから市へ堀越二郎像が寄附されております。藤岡ロータリークラブでは、ふじおか三大人について、創立50周年の際に高山長五郎翁像を建立し、高山社情報館に設置しました。関孝和先生については既に藤岡市民ホールにあるため、今回は堀越二郎氏の像を建立することになり、堀越二郎ヒコーキの会及び前文化財保護課長へ写真提供等協力依頼がありました。また、設置場所については、堀越二郎氏の母校である旧藤岡高等学校となりました。藤岡ゆかりの航空設計者堀越二郎氏を末永く顕彰するとともに、多くの方に知ってもらう機会とするものです。

12日には子ども会育成団体連絡協議会、19日には連合婦人会の総会がそれぞれ開催され、令和5年度の事業報告や決算報告及び令和6年度の事業計画や予算が承認されております。

3月の総合学習センター利用状況は、文化施設利用238団体2,843人、体育施設利用207団体1,521人で、合計445団体4,364人でありました。

次に文化財保護課です。

藤岡歴史館春季企画展「しかくい古墳をまるくするー6世紀後半の小林古墳群ー」を3月23日から5月12日まで開催中でありました。4月13日に開催した講演会では募集定員の50人を超える59人の来場を得ました。

藤岡市のホームページからリンクしている藤岡デジタル博物館では「高山社へのいざない」、「ふじおか三大人の足跡」、「七輿山古墳とハニワ」、「平井城と上杉氏の盛衰」、「藤岡の暮らしの文化」の5コンテンツを公開しています。それに加えて新たに

令和5年度制作コンテンツ「近世絹市」を4月19日に公開しております。

埋蔵文化財発掘調査関係では、保美地区遺跡群発掘調査について4月11日に群馬県と今年度の契約を済ませ、事業開始の準備を行っています。5年計画の3年目となります。

3月の高山社跡及び藤岡歴史館の入場者数は、高山社跡が485人、藤岡歴史館は928人でした。令和5年度の年間利用者数は高山社跡が9,790人、藤岡歴史館は12,183人でした。また、デジタル博物館3月のアクセス数は1,578件で、令和5年度は29,445件でした。

次にスポーツ課です。

大会関係では、4月7日に第48回藤岡市民春季ソフトボール大会、16日に第45回藤岡市民ゴルフ大会、21日に第63回藤岡市民ライフル・スラッグ射撃大会の3大会が開催され、合計で238人が参加しております。

教室関係では、4月から初心者グラウンドゴルフ教室、知的障がい者水泳教室、陸上競技教室など8教室が開講しており、合計で213人が参加しております。

4月16日には、令和6年度から2年の任期となる藤岡市スポーツ推進委員委嘱状交付式が行われ、26人のスポーツ推進委員に対して委嘱状を交付しました。

最後に学校給食センターです。

4月24日に、各学校の給食担当教諭や校長会の代表、給食センターの栄養士ら23名で組織する給食指導委員会を開催いたしました。教職員人事で新たに委員となった13名に、4月1日付けで委嘱状の交付を行いました。

以上、教育長報告といたします。

教育長（田中政文君）ただ今の諸報告について、ご質問がありましたらお願いします。

秋谷委員。

委員（秋谷雅文君）今の説明の中で、今年から中体連の大会を取りやめるといった発言があったかと思いますが、中体連というと生徒の技術向上を図る場でもあると思います。それを廃止する理由は、今問題視されている教職員の働き方の一環として廃止されるということですか。

教育長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（佐藤淳君）今年度より春の大会がなくなりました。これは藤岡市ではこれまでゴールデンウィーク近辺に市の大会を行い、5月に県大会を行っていたもので、それを受け、夏に中体連総体というものを行っていました。先ほど秋谷委員のおっしゃったように教職員の働き方改革や部活動による子どもへの負担等も考慮し、中体連自体の

大会数を減らすということで、夏の暑い時期の総体を少し前倒して、県大会を6月へ持ってくるということで、春の大会と間が短くなってしまいますので、春と夏の大会を合わせて1大会というイメージで改革を行っているということでございます。

教 育 長（田中政文君）他にご質問はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）質問もないようですので、教育長の諸報告を終わります。

### 日程第3 報告第10号 県費負担教職員に係る人事について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第3、報告第10号、県費負担教職員に係る人事については、藤岡市情報公開条例第6条第1号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び藤岡市教育委員会会議規則第17条ただし書きの規定により、議事を非公開といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、本案件については非公開といたします。

### 非公開部分

### 日程第4 報告第11号 事務の臨時代理の承認を求めることについて

教 育 長（田中政文君）次に、日程第4、報告第11号、事務の臨時代理の承認を求めることについて、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）報告第11号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定により臨時代理させていただきました藤岡市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示につきまして、同条第2項の規定に基づき報告し承認を求めるところでございます。

藤岡市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部を改正する告示につい

てご説明申し上げます。今回の改正は新入学児童生徒学用品費の単価を改正するものであります。国が制定している要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱第3条に規定する要保護児童生徒援助費補助金のうち、新入学児童生徒学用品費等の令和6年度予算単価が改正されることとなりました。これを準用している当該支給要綱の新入学児童生徒学用品費の単価を改正するものであります。この要綱では単価を別表で定めており、別表中の新入学児童生徒学用品費の小学校分「54,060円」を「57,060円」に改正するものです。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より報告第11号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

報告第11号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、報告第11号、事務の臨時代理の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

## 日程第5 報告第12号 事務の臨時代理の承認を求めることについて

教 育 長（田中政文君）次に、日程第5、報告第12号、事務の臨時代理の承認を求めることについて、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（塚本健次君）報告第12号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）青少年センター運営協議会につきましては、藤岡市青少年センター設置条例第5条に設置することが定められており、委員は同条例第6条第1項及び同条例施行規則第4条に基づき、関係行政機関の職員並びに学識経験者の中から教育委員会が委嘱すると定められております。

現在、委員は10人となりますが、令和6年4月1日付け人事異動により委員1名を変更する必要があったことにより、教育委員会の会議を開くいとまがなかったため、藤岡市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において事務を臨時代理し、4月1日付けにて委員を委嘱しました。よって、同条第2項の規定に基づき報告し、承認を求めるものであります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より報告第12号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑はありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

報告第12号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、報告第12号、事務の臨時代理の承認を求めることについては、原案のとおり承認されました。

## 日程第6 議案第26号 藤岡市奨学資金の貸与決定について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第6、議案第26号、藤岡市奨学資金の貸与決定については、藤岡市情報公開条例第6条第1号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び藤岡市教育委員会会議規則第17条ただし書きの規定により、議事を非公開といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、本案件については非公開といたします。

それでは事務局より議案第26号について説明をお願いします。

教育総務課長（山下由希子君）議案第26号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市奨学資金制度は、藤岡市奨学資金貸与に関する条例及び条例施行規則に基づき、進学の意欲と能力を有するにもかかわらず、経済的な理由により修学が困難な者に対して、奨学資金を貸与しているものです。

お手元に配布しました審査表をご覧ください。

令和6年度は、令和6年3月1日から3月29日までの申込み期間中に、高等学校への進学4名、大学への進学14名、専門学校への進学2名、合計20名の申込みがありました。

4月15日に藤岡市奨学資金運営委員会を開催し、貸与について運営委員会の意見を聴取しましたところ、保護者等の所得要件、学校長の推薦などについて20名全員が貸与要件に合致しており、20名全員に貸与することが適当であるとの意見をいただきま

したので、奨学資金貸与の決定をお願いするものです。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第26号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第26号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、議案第26号、藤岡市奨学資金の貸与決定については、原案のとおり承認されました。

#### 日程第7 議案第27号 藤岡市看護師育成奨学金の給付決定に同意することについて

教 育 長（田中政文君）次に、日程第7、議案第27号、藤岡市看護師育成奨学金の給付決定に同意することについては、藤岡市情報公開条例第6条第1号に該当いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書き及び藤岡市教育委員会会議規則第17条ただし書きの規定により、議事を非公開といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

委員一同 異議なし。

教 育 長（田中政文君）異議がないようですので、本案件については非公開といたします。

#### 非公開部分

#### 日程第8 議案第28号 藤岡市教育支援委員会委員の委嘱について

教 育 長（田中政文君）次に、日程第8、議案第28号、藤岡市教育支援委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）議案第28号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市教育支援委員会は、藤岡市における心身に障害のある幼児、児童及び

生徒の適切な就学に向けた支援を行うことを目的としております。藤岡市教育支援委員会規則では、第3条第2項に委員は医師、教育職員、児童福祉施設職員、保健師、学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するとあります。また、第4条には委員の任期は2年、委員の欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とすることが規定されています。

今回の委員の委嘱につきましては、昨年度末、人事異動に伴い2名が欠員となったため、2名の補欠委員を委嘱するものです。表をご覧ください。1は西部児童相談所の職員で新規です。2は小野小学校の特別支援学級担任として勤務しています。新規です。教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第28号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第28号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第28号、藤岡市教育支援委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

## 日程第9 議案第29号 藤岡市学校運営協議会委員の委嘱 について

教育長（田中政文君）次に、日程第9、議案第29号、藤岡市学校運営協議会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

学校教育課長（佐藤淳君）議案第29号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市学校運営協議会の設置等に関する規則第7条第1項では、協議会の委員は12名以内とし、設置学校に在籍する児童又は生徒の保護者、設置学校が所在する地域の住民、設置学校の校長その他の教職員、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者のうちから校長の推薦により教育委員会が委嘱し、又は任命すると規定されています。

令和6年度の委員58名は、第4回教育委員会定例会で既に承認され、4月4日のコミュニティ・スクール連絡協議会で委嘱状を交付しました。今回の委嘱につきましては現在10名の委員を委嘱している小野連携型小中一貫校校長より追加で推薦されました。

任期は令和6年4月1日から令和7年3月31日となります。

教 育 長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第29号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

内田委員。

委 員（内田孝嗣君）コミュニティ・スクールは本来、学校運営協議会と地域学校協働活動推進員が一体となって、コミュニティ・スクールを促進するという前提があります。

前回の定例会では、学校運営協議会委員ではありませんが地域学校協働活動推進員に委嘱するという事だったので、学校運営協議会委員は地域学校協働活動推進員でなければならないと明文化されたものは何一つないので、今後の取り組み方としては新しい柔軟なタイプなのかと考えておりました。

今回、やはり地域学校協働活動推進委員と学校運営協議会委員のメンバーが一緒になった方がいいだろうということで、このようになったのでしょけれど、今後の流れとしては、柔軟性を求めてメンバーが同一ではないということもあり得るのか、やはり前提を大切に同一のメンバーが学校運営協議会委員に入った方が良いという流れなのかというのを少々お伺いしたいのですが。

教 育 長（田中政文君）学校教育課長。

学校教育課長（佐藤淳君）XXXXXXXXXXはこれまでもボランティアとして地域学校協働活動の中心となって活躍されていた方で、今年度、推進員となったため、そこに力を注いでもらおうということで、当初は学校運営協議会の委員には委嘱せず、推薦もされなかったということです。

しかし、始まってみたら地域学校協働活動推進員が学校運営協議会の委員に入っていないというのは、一体的推進において少しやりづらいということが出てきたようです。それもあり、小野連携型小中一貫校の方から一体的推進を進めるためには委員に入ってもらいたいということで、人数に余裕があることや、今後、メンバーの入れ替え等も考えて、学校運営協議会委員に推薦されたものです。やってみながらというところもありましたので、最初はメンバーから漏れていたということですが、校長の方からは、やはり一体的推進には学校運営協議会には地域学校協働活動推進員がいた方がいいのではないかという意見は聞いております。

教 育 長（田中政文君）他にご質疑はありませんか。

委員一同 なし。

教 育 長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第29号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第29号、藤岡市学校運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

## 日程第10 議案第30号 藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について

教育長（田中政文君）次に、日程第10、議案第30号、藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

学校給食センター所長（木島尚美君）議案第30号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）藤岡市学校給食センター運営委員会は、藤岡市学校給食センター設置条例第7条により学校給食の適正かつ円滑な運営をはかるために設置されており、教育長の諮問に応じ、給食センターの運営に関する重要事項について審議する機関です。同条例第8条により、委員は20人以内とし、小中学校長、小中学校PTA代表、知識経験者から教育委員会が委嘱することとなっています。

現在の委員の任期は令和6年5月31日までですが、人事異動や役員改選により新しい委員を委嘱する必要が生じました。つきましては、異動があった小中学校長7名と小中学校PTA連合会より推薦のあった2名、知識経験者1名、計10名の委員の委嘱について議決を求めるものです。なお任期は、同条例第9条により前任者の残任期間となります。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第30号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第30号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第30号、藤岡市学校給食センター運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

## 日程第 1 1 議案第 3 1 号 藤岡市社会教育委員の委嘱について

教育長（田中政文君）次に、日程第 1 1、議案第 3 1 号、藤岡市社会教育委員の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

生涯学習課長（塚本健次君）議案第 3 1 号について朗読及び概要を説明する。

（説明内容）社会教育委員につきましては、社会教育法第 1 5 条第 2 項及び藤岡市社会教育委員設置条例第 2 条に基づき、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱することと定められております。

委員の任期は 2 年で、令和 7 年 3 月 3 1 日までとなっておりますが、本年度、各種団体の委員が一部変更になりましたので、それぞれ後任の方々 5 名を前任者の残任期間、委嘱したいと考えております。

教育長（田中政文君）ただ今、事務局より議案第 3 1 号について説明がありました。これについてご質疑又はご意見がありましたらお願いします。

委員一同 なし。

教育長（田中政文君）ご質疑がありませんので、質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第 3 1 号について承認することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし。

教育長（田中政文君）異議がないようですので、議案第 3 1 号、藤岡市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり承認されました。

## 閉 会

教育長（田中政文君）以上で、本委員会に提出されました議案の審議は全て終了しましたので、本日の会議を閉会します。

閉会 1 5 時 4 4 分

以上、この議事録が正確であることを証します。

令和 6 年 5 月 2 8 日

教育長 田 中 政 文

書記 温井 謙人